

電波法令集追録第 42 号（平成 25 年 4 月 16 日発行）の 904 の 7 頁において、下記間違いがありました。お詫びし訂正いたします。

場所	誤	正
無線設備規則第 24 条第 6 項第 1 号の表中	陸上移動局の欄中イ 1839.9MHz	1844.9MHz
同条 第 6 項第 2 号の表中	陸上移動局の欄中ウ 1839.9MHz	1844.9MHz

(参考)

無線設備規則（二四條）

九〇四の七（追四二）

陸上移動局		陸上移動局		陸上移動局		陸上移動局	
種別	受信装置の區別	種別	受信装置の區別	種別	受信装置の區別	種別	受信装置の區別
無線局の種別	陸上移動局	無線局の種別	陸上移動局	無線局の種別	陸上移動局	無線局の種別	陸上移動局
周波数帯	副次的に発する電波の限度	周波数帯	副次的に発する電波の限度	周波数帯	副次的に発する電波の限度	周波数帯	副次的に発する電波の限度
ア 一、七四四・九MHz以上二、七八四・九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（一）八〇デシベル以下の値	ア 一、八三九MHz以上二、八七九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（一）七六デシベル以下の値	ア 一、八三九MHz以上二、八七九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（一）七六デシベル以下の値	ア 一、八三九MHz以上二、八七九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（一）七六デシベル以下の値
イ 一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）六〇デシベル以下の値	イ 一、八三九MHz以上二、八七九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）六〇デシベル以下の値	イ 一、八三九MHz以上二、八七九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）六〇デシベル以下の値	イ 一、八三九MHz以上二、八七九MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）六〇デシベル以下の値
ウ 一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）四一デシベル以下の値	ウ 一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）四一デシベル以下の値	ウ 一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）四一デシベル以下の値	ウ 一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で（二）四一デシベル以下の値
エ 二、〇二五MHz以上二、〇七五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五二デシベル以下の値	エ 二、〇二五MHz以上二、〇七五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五二デシベル以下の値	エ 二、〇二五MHz以上二、〇七五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五二デシベル以下の値	エ 二、〇二五MHz以上二、〇七五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五二デシベル以下の値
オ アからエまでに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇〇kHz幅で（二）四七デシベル以下の値	オ アからエまでに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇〇kHz幅で（二）四七デシベル以下の値	オ アからエまでに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇〇kHz幅で（二）四七デシベル以下の値	オ アからエまでに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇〇kHz幅で（二）四七デシベル以下の値

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

一、八四四・九